

**中央公園ファミリープールエリアにおける実証実験
公募型プロポーザル手続開始の公示**

令和 7 年 7 月 1 4 日

次のとおり提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一 實

1 事業の概要

(1) 事業名

中央公園ファミリープールエリアにおける実証実験

(2) 実施場所

中央公園ファミリープール（広島市中区基町 4 番 4 1 号）

(3) 事業内容

別紙「中央公園ファミリープールエリアにおける実証実験事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）のとおりに

(4) 事業期間

協定締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(5) 事業費

本事業に係る費用は、全て事業者の負担とする。

(6) 担当部署

広島市都市整備局緑化推進部公園整備課公園企画調整担当

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

TEL 082-504-2860 FAX 082-504-2391

電子メール park-sei@city.hiroshima.lg.jp

2 実施事業者の選定方法

公募型プロポーザルを実施し、実施事業者 1 者を選定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、募集要項による。

3 応募資格

応募者は、次に掲げる資格基準を満たす法人格を有する団体又は法人格を有する複数の団体からなるグループとする。なお、グループとして応募する場合は、代表団体を設定することとする。ただし、グループに応募の資格基準を満たさない団体が含まれる場合、同一の団体が複数のグループに属して応募する場合及びグループに属して応募している団体が並行して単独での応募を行っている場合は、応募は認めない。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 及び広島市契約規則第 2 条の規定に該当しない者であること。

- (2) 広島市税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないものであること。
- (3) 応募開始日から実施事業者選定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (5) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為など、社会通念上ふさわしくない行為を行っている団体でないこと。
- (6) 次の法令や条例等に該当する者でないこと。
 - ア 破産法の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者
 - イ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っている法人
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行っている法人
 - エ 広島県暴力団排除条例の規定による公表が現に行われている者
 - オ 暴力団密接関係者として広島県警察本部が認定した者

4 募集要項等の配布方法

募集要項等は、広島市のホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)からダウンロードすることができる。

【ダウンロードページ】

広島市総合トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和7年度」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合を含む。）は、次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和7年8月8日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

前記1(6)の担当部署

5 現地説明会

(1) 開催日時

令和7年7月22日（火）午後6時00分から30分程度

(2) 開催場所

中央公園ファミリープール（広島市中区基町4番41号）

(3) 参加申込

令和7年7月18日（金）午後5時15分までに「現地説明会申込書」（様式1）に必要事項を記入の上、電子メール又はFaxで前記1(6)の担当部署に提出すること。

6 応募申込書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和7年7月30日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5

時 15 分まで。

(2) 提出先

前記 1 (6)の担当部署

(3) 提出方法

応募申込書（様式 2）を始め、必要な書類を持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）にて提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

応募申込書一式の受理、審査後、応募者に速やかに通知する。

7 提案書の提出

(1) 提出期間

応募資格確認結果の通知日から令和 7 年 8 月 8 日（金）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

(2) 提出先

前記 1 (6)の担当部署

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

8 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公示日から令和 7 年 7 月 24 日（木）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

(2) 受付場所

前記 1 (6)の担当部署

(3) 受付方法

質問書（様式 6）に記入の上、電子メール又は Fax で提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(4) 質問に対する回答

質問者に直接回答するほか、前記 1 (6)の担当部署において、令和 7 年 8 月 8 日（金）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

9 審査

(1) 中央公園ファミリープールエリアにおける実証実験プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 選定基準

別紙、選定基準のとおり。

(3) 審査結果の通知

実施事業者を決定した後は、速やかに応募者全員に書面にてその結果を通知する。（令和 7 年 8 月下旬を予定）

10 その他

- (1) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 次に掲げる応募は、無効とする。
 - ア 本件公示に示した応募資格の基準を満たさない者がした応募
 - イ 提案書等に虚偽の記載をした者若しくはその他不正の行為をした者がした応募
- (3) その他詳細は、募集要項による。